

# 長崎県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年2月2日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴人の秩序に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人受付簿の備付け)

第3条 議長は、所定の場所に傍聴人受付簿を備え付けるものとする。

2 一般席で傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を先着順に傍聴人受付簿に記載しなければならない。

(傍聴券の発行)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、一般席の傍聴につき傍聴券を発行して、その入場を制限することがある。

2 傍聴券は、傍聴人受付簿に記載した者に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の制限)

第5条 傍聴席が満員のとき、又は傍聴禁止の会議には入場することができない。

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人の人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。